

## 寄附金控除について

### 当会館に対する寄附によって受けることができる寄附金控除

**法人**としてのご寄附 — 「損金算入」できます。

特別損金算入限度額：[ 資本金等の額 x 0.375% + 所得の金額 x 6.25% ] x 1/2

プラス

一般損金算入限度額：[ 資本金等の額 x 0.25% + 所得の金額 x 2.5% ] x 1/4

- 当会館に対する寄附は特定公益増進法人に対する寄附金に該当します。従って、特別損金算入限度額を超えた場合でも、一般の寄附金の限度額の範囲内での損金算入が認められます。特定公益増進法人に対する寄附金のみで一般寄附金支出がゼロであっても一般寄附金の限度額が活用できます。
- 損金に算入する為には、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書（申告書別表 14(2)）に所要事項を記載したものを提出する必要があります。当会館が特定公益増進法人に該当する旨の証明書として公益財団法人の認定書（写）等を保存することが必要になります。

**個人**としてのご寄附 — 「寄附金控除」を受けることができます。

寄附金の所得控除額：（寄附金額の合計 - 2,000 円）

- 所得金額の 40%相当額が限度です。
- 寄附金控除を受ける為には（サラリーマンの方も）確定申告が必要です。
- 確定申告の際には当会館が発行した寄附金受領証明書が必要になります。また、当会館が特定公益増進法人に該当する旨の証明書として公益財団法人の認定書（写）も必要になる場合があります。
- ご入金確認後、当会館の「寄附金受領証明書」および「公益財団法人の認定書（写）」をお送りいたします。

#### ※ **個人都民税の寄附金税額控除の対象**

当会館に対する寄附は東京都の条例指定寄附金に該当します。従って、東京都都民の場合には、個人都民税の寄附金税額控除の対象となります。

個人都民税の控除額は [ 寄附金 - 2,000 円 ] x 4% に相当する金額です。

総所得金額等の 30%が限度です。

以上